



受動喫煙のない社会を！

参加費

無料

各会場 定員 150名

先着順

事業所・飲食店等の皆様へ

受動喫煙対策はお済みですか？

第二種施設
における

受動喫煙対策セミナー

～改正健康増進法の理解のために～

受動喫煙の防止をより一層推進するために、昨年7月に健康増進法が改正されました。2020年4月1日の法律の全面施行を踏まえ、多くの施設が受動喫煙のない社会をめざし対策を講じなければなりません。改正健康増進法を理解し、これから取り組まなければならない受動喫煙対策について一緒に考えてみましょう。

【大津会場】ホテルピアザびわ湖 クリスタルルーム

令和元年7月18日(木) 14時30分～17時(受付14時～)

【近江八幡会場】アクティ近江八幡 多目的ホール (近江八幡市勤労福祉センター)

令和元年7月19日(金) 14時30分～17時(受付14時～)

●対象● 第二種施設(事業所、飲食店等)の管理権原者および改正健康増進法に関わる業務に携わる方等

<内容>

●講演1 「健康増進法の改正に伴う受動喫煙防止対策」

- ・第二種施設における受動喫煙防止対策について
- ・喫煙専用室における基準遵守への取組について 等

講師：厚生労働省健康局健康課

たばこ対策専門官 平野 公康 氏

●講演2 「受動喫煙の健康影響、加熱式タバコの正しい理解」

- ・従業員の健康を守る健康経営に向けて
- ・飲食店における取組状況について

講師：恩賜財団済生会滋賀県病院

健康管理センター長 稲本 望 氏

●質疑応答 事前に質問をお受けいたします。裏面の質問欄にご記入ください。

お問い合わせ・お申し込み先

滋賀県 健康寿命推進課

TEL 077-528-3651 FAX 077-528-4857

Email eg0001@pref.shiga.lg.jp

※切：7月12日(金) 必着

主催 / 滋賀県「健康いきいき21」地域・職域連携推進会議

滋賀県医師会、滋賀県歯科医師会、滋賀県薬剤師会、滋賀県栄養士会、滋賀県健康推進員団体連絡協議会、滋賀産業保健総合支援センター、滋賀県商工会議所連合会、滋賀県商工会連合会、滋賀県中小企業団体中央会、健康保険組合連合会滋賀連合会、滋賀県国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会滋賀支部、滋賀県後期高齢者医療広域連合、立命館大学、株式会社平和堂、滋賀労働局、滋賀県市町保健師協議会、滋賀県保健所長会、滋賀県(順不同)

〆切 7月12日（金）必着

FAX 077-528-4857

滋賀県 健康寿命推進課
健康づくり係 あて

「受動喫煙対策セミナー」 参加申込書

令和元年 月 日

所 属	事業所名				
	所在地				
参 加 者	ふりがな 氏 名	職種	連絡先	参加会場	備考 ※参照願います
				大津 ・ 近江八幡	
				大津 ・ 近江八幡	
				大津 ・ 近江八幡	

※以下について必要がありましたら、該当番号を上記表の「備考」欄に記載の上、7月5日(金)までにお申し込みください。

①手話通訳 ②要約筆記 ③車いすスペース

●質問欄

【会場のご案内】 *お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

□大津会場 ホテルピアザびわ湖

〒520-0801 大津市におの浜1-1-20

TEL 077-527-6333

□近江八幡会場 アクティ近江八幡(近江八幡市勤労者福祉センター)

〒523-0898 近江八幡市鷹飼町南4-4-5

TEL 0748-38-0758

